報第３３号

専決処分報告について
（手数料条例の一部を改正する条例）

本市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和４年（２０２２年）１１月１７日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

専第１１号

手数料条例の一部を改正する条例の制定について

本市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和４年（２０２２年）１１月１日

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市手数料条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市手数料条例（平成１１年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第５号建築基準法関係第８項その他のものの表３８の項中「第８５条第５項」を「第８５条第６項」に改め、同表３９の項中「第８５条第６項」を「第８５条第７項」に改め、同表５２の項中「第８７条の３第５項」を「第８７条の３第６項」に改め、同表５３の項中「第８７条の３第６項」を「第８７条の３第７項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市手数料条例（平成１１年１２月１６日条例第３２号）

改正後

別表（第２条関係）

（５）都市整備部関係

租税特別措置法関係　（略）

建築基準法関係

１～７　（略）

８　その他のもの

	事務	名称	手数料の額
（略）			
38	第85条第６項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	120,000円 季節的に設けるもの及びこれに類するもの　20,000円
39	第85条第７項の規定に基づく国際的な規模の会議又は競技会の用に供する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	160,000円
（略）			
52	第87条の３第６項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用する許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して興行場等として使用する許可申請手数料	120,000円 季節的に設けるもの及びこれに類するもの　20,000円
53	第87条の３第７項の規定に	建築物の用途を変更して特	160,000円

改正前

別表（第２条関係）

（５）都市整備部関係

租税特別措置法関係　（略）

建築基準法関係

１～７　（略）

８　その他のもの

	事務	名称	手数料の額
（略）			
38	第85条第５項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	120,000円 季節的に設けるもの及びこれに類するもの　20,000円
39	第85条第６項の規定に基づく国際的な規模の会議又は競技会の用に供する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	160,000円
（略）			
52	第87条の３第５項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用する許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して興行場等として使用する許可申請手数料	120,000円 季節的に設けるもの及びこれに類するもの　20,000円
53	第87条の３第６項の規定に	建築物の用途を変更して特	160,000円

改正後				改正前			
	基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する許可の申請に対する審査	別興行場等として使用する許可申請手数料			基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する許可の申請に対する審査	別興行場等として使用する許可申請手数料	
（略）				（略）			